

物価高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯)の申請について

国の方針に基づき、令和5年度住民税が均等割のみの課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付します。

次の支給対象者に該当すると見込まれる方に対し、3月上旬から順次書類を郵送していますので、申請期日までに手続きをしてください。

【支給対象者】

基準日(令和5年12月1日時点)において、八雲町に住居登録があり、世帯全員の令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯の世帯主。

【注意事項】

- ※住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯を除きます。
- ※住民税非課税世帯支援給付金(物価高騰支援給付金 1世帯7万円)の対象世帯を除きます。
- ※「住民税均等割のみ課税」とは、「均等割」が課税で、「所得割」が非課税の方です。均等割のみ課税の方は、「税額決定(納税)通知書」に記載されている「所得割」の額が0円になっています。

物価高騰支援給付金(子ども加算)について

国の方針に基づき、令和5年度分の住民税が非課税の世帯および令和5年度住民税が均等割のみの課税世帯に対して、世帯で扶養している18歳以下の児童1人あたり5万円を支給します。

次の支給対象者に該当すると見込まれる方に対し、3月上旬から順次書類を郵送していますので、申請期日までに手続きをしてください。

【支給対象者】

物価高騰支援給付金(非課税世帯 1世帯7万円)または物価高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯 1世帯10万円)の給付対象世帯で、令和5年12月1日において原則として同一世帯となっている18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童の世帯主。

※基準日(令和5年12月1日)以降に出生した児童や別世帯だが扶養している児童も対象となります。



【問い合わせ先】 住民生活課社会係・児童係 ☎0137-62-2112